## 第2章 施 策



## 1 施策の展開

| 基本理念 | 圏域 |  | 重点施策 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | $\begin{aligned} & \text { 市 } \\ & \text { 内全 } \\ & \text { 域 } \end{aligned}$ | 包括的な支援体制 | 制づくり |
|  | 身近な圈域 | 基本方針 | 基本施策 |
|  |  |  | I－1．持続可能な地域づくりを支える人材育成 |
|  |  |  | I－2．地域での居場所づ＜り |
|  |  |  | I－3．わかりやすい情報発信と つながりづくり |
|  |  | II．地域生活課題を <br>  | п－1．見守り，支え合いの推進 |
|  |  |  | II－2．地域で相談し合える仕組み づ< |
|  |  |  | ㅍ－3．地域福祉ネットワークの強化 |
|  | 市内全域 | II．安心して暮らせる まちの地域包括支援体制ごく相抜） | III－1．庁内の横断的な支援体制の強化 |
|  |  |  | II－2．いきいきと暮らせるまちづくり |
|  |  |  | II－3．災害時に備えた環境づくり |


| 実現に向けて | $\begin{gathered} \text { 記載 } \\ \text { ペジ } \end{gathered}$ |
| :---: | :---: |
| （1）複雑化•複合化した課題に対応するため，各相談支援機関などの相互の有機的な連携により，包括的な支援体制づくりを推進します。 | $20 \cdot 21$ |
| （2）地域包括ケアシステムを推進します。 |  |
| （3）地域生活課題を共有する場や地域福祉に関する要望を把握する場を設けます。 |  |
| （4）さまざまな活動主体同士がつながる場を設けます。 |  |
| （5）地域の課題解決に取り組むため，コミュニティソーシャルワーカーの配置などを推進します。 |  |
| 実現に向けて | 記載ページ |
| （6）意欲のある人材の地域福祉活動への参加促進，継続および定着を図ります。 | $22 \cdot 23$ |
| （7）福祉教育・ボランティア活動支援を推進します。 |  |
| （8）地域福祉を担う人材の発掘の場をつくります。 |  |
| （9）さまざまな地域福祉への参加提案をします。 |  |
| （10）多世代•多文化のふれあい，交流ができる居場所づくりの促進を図ります。 | $24 \cdot 25$ |
| （11）居場所の立ち上げや運営支援を行います。 |  |
| （12）さまざまな拠点づくりを推進します。 |  |
| （13）地域活動に参加できない方などに向けてのアウトリーチの手法を活用した取り組みを行います。 |  |
| （14）さまざまな地域福祉活動参加へのきっかけづくりに取り組みます。 | $26 \cdot 27$ |
| （15）わかりやすい情報提供の充実を図ります。 |  |
| （16）さまざまな参加方法の充実を図ります。 |  |
| （17）地域への広報活動への協力や支援を行います。 |  |
| （18）身近な地域でのさまざまな見守り方法を提案します。 | $28 \cdot 29$ |
| （19）地域住民の支え合いの取り組みの充実を図ります。 |  |
| （20）住民主体の生活支援活動を推進します。 |  |
| （21）自治会や地域支え合い協議会の取り組みを支援します。 |  |
| （27）各地域の実情や特性に応じた，課題解決の支援を提案します。 |  |
| （23）民生委員•児童委員への活動支援を行います。 | $30 \cdot 31$ |
| （24）地域支え合い協議会などの市民活動団体や社会福祉法人が中心となった相談し合える関係づく りを支援します。 |  |
| （25）身近に相談できる人の人材育成に取り組みます。 |  |
| （26）地域住民同士で生活課題を共有する場をつくります。 |  |
| （27）さまざまな活動主体や市，社会福祉協議会がつながる場をつくります。 | $32 \cdot 33$ |
| （8） <br> 社会福祉協議会や地域包括支援センターとの連携•支援を通じて，さまざまな活動主体のネッ トワーク強化を後押しします。 |  |
| （29） さまざまな活動主体や市，社会福祉協議会が連携できる環境づくりとして事業者や職員向けの研修や事例検討会を実施します。 | $34 \cdot 35$ |
| （30）新たに各部課を横断した支援について検討する会議を設置します。 |  |
| （31）各部課をコーディネートする仕組みをつくります。 |  |
| （32）個人の状況や特性に応じた自立や働き方への支援をします。 | $36 \cdot 37$ |
| （33）健康づくりと介護予防・フレイル予防に取り組みます。 |  |
| （34）生活困窮者などへの支援に取り組みます。 |  |
| （55）成年後見制度の利用促進を始め権利擁護活動や虐待防止などに取り組みます。 |  |
| （36）災害時に支援を必要とする人への支援体制を整備します。 | $38 \cdot 39 \cdot 40$ |
| （37）市民やボランティアによる支援を促進します。 |  |

## 2 重点施策 包括的な支援体制づくり

## 丸めざす姿

複雑化•複合化した課題 ${ }^{1}$ の解決に向けた支援のために，支援を必要と する人（世帯や支援対象者）をさまざまな活動主体 ${ }^{2}$ とともに包括的に支援する地域にします。

## ＊これまでの主な取り組み

－「地域包括支援」の理解の促進として，さまざまな活動主体，市および社会福祉協議会職員向けの研修会を実施しました。

- 多様な支援体制の創出として，分野別相談窓口の充実に取り組みました。
- 地域での支え合いの構築として，地域支え合い協議会の設立支援に取り組みました。


## ＊課題

第 2 次計画から地域包括支援体制づくりを進めていますが，市民意識調査では，相談先がわからないと言う声が多く聞かれ，各相談支援センターの認知度を上げる取り組み や連携する取り組みが必要なことがわかりました。

市民にとって相談しやすく，支援を受けやすい体制づくりに取り組むとともに，相談窓口などの周知を図りながら包括的な支援体制の構築に取り組むことが必要です。

また，複雑化•複合化した課題を公助という限られた財源や人員だけで対応すること は難しいため，市および社会福祉協議会がさまざまな活動主体と共に地域生活課題を把握し，解決に向けた支援ができる仕組みづくりも必要とされています。

## ＊実現に向けて

（1）複雑化•複合化した課題（社会的孤立，8050問題，ケアラ一，制度の狭間の問題など） に対応するため，各相談支援機関などの相互の有機的な連携により，包括的な支援体制づくりを推進します。
（2）地域包括ケアシステムを推進します。
③地域生活課題を共有する場や地域福祉に関する要望を把握する場を設けます。
（4）さまざまな活動主体同士がつながる場を設けます。
（5）地域の課題解決に取り組むため，コミュニティソーシャルワーカー（CSW ${ }^{3}$ ）の配置な どを推進します。

[^0]
## 太実現に向けての主な目標

| 包括的な支援体制の整備 <br> （1） |  |
| :---: | :---: |
| 現状（令和2年度） <br> 0 | 目標（令和8年度） |


| さまざまな活動主体とのつながりをつくる朗談会の実施回数 （34） |  |
| :---: | :---: |
| 現状（令和2年度） | 目標 <br> $\substack{\text { 令和 } 8 \text { 年度）} \\ 8 / \text { 年 }}$ |

## 大主な担当課

市（福祉政策課•健康長寿課•障害者福社課・こども支援課•保健センター・地域活動推進課）•社会福祉協議会
＜包括的な支援体制のイメージ＞


## 3 基本方針 I 人と人がつながる地域づくり

## －基本施策 I－1．持続可能な地域づくりを支える人材育成

## －めざす姿

「支え手」と「受け手」で分かれるのではなく，誰もが役割を持ち，支え合 いながら，自分らしく活躍できる地域にします。

## ここれでの主な取り組み

－人材育成として，介護予防ボランティアやフレイルサポーター ${ }^{1}$ などの養成に取り組み ました。
－人材育成として，福祉教育•体験学習推進校や彩の国ボランティア体験プログラムの推進に取り組みました。

## －課題

活動者の高齢化や働き方の変化などにより，新たな活動者の発掘は，大きな課題とな っています。そのため，これまで参加意欲があっても，どう参加してよいかわからない方など，活動に結びついていない方を参加につなげることが重要です。

市民意識調査では，近所との付き合い方について「会えばあいさつをする」と「とき どき世間話や立ち話をする」の合計が約 80\％という結果となりました（P． 23 図 1）。この関係性を維持し，もう一歩進展させ，身近で気軽にできる地域参加について提案するこ とで地域力を強め，その持続性を高めることが必要です。

## －実現に向けて

（6）意欲のある人材の地域福祉活動への参加促進，継続および定着を図ります。
（7）福祉教育・ボランティア活動支援を推進します。
（8）地域福祉を担う人材の発掘の場をつくります。
（9）さまざまな地域福祉への参加提案をします。

[^1]
## 実現に向けての主な目標

| 健康づくりの担い手の人数 <br> （6） |  |
| :---: | :---: |
| 現状（令和2年度） <br> 137 | 目標（令和8年度） <br> 201 |


| 福祉教育•体験学習推進校の活動件数 <br> （7） |  |  |
| :---: | :---: | :---: |
| 現状（令和2年度） <br> $60 /$ 年 | 目標（令和8年度） <br> $70 /$ 年 |  |

## －主な担当課

市（福祉政策課•健康長寿課•障害者福祉課・こども支援課•保健センター・地域活動推進課•学校教育課•生涯学習スポーツ課）•社会福祉協議会

図 1 【市民意識調査】あなたのご近所の方との交流関係について


## －基本施策 I－2．地域での居場所づくり

## めざす姿

身近な地域で，多世代が気軽に交流でき，相談できる居場所や拠点がたく さんある地域にします。

## ここまでの主な取り組み

－居場所づくりとして，介護予防教室，認知症（オレンジ）カフェ ${ }^{1}$ ，ふれあい・いきい きサロン，子ども食堂 ${ }^{2}$ などの身近な居場所や地域福祉活動拠点の立ち上げ・運営支援 に取り組みました。
－拠点づくりとして，各市民センターや図書館，児童館，つどいの広場，子育てセンタ －${ }^{3}$ などの利用促進に取り組みました。

## －課題

市民意識調査や事業者（専門職）•団体アンケート，地域別懇談会では，歩いて行ける ような身近な居場所の必要性や高齢者•子育て世帯などの孤立を心配する声が寄せられ ました。

誰もが気軽に集まり，交流し，相談することができる居場所がより身近な地域におい て確保されることが重要です。

また，どのような人でも気軽に集まり通うことができる居場所づくりの検討，地域福祉の場•拠点があっても来られないなどの理由がある人でも参加できるさまざまな形態 の居場所が確保されるとともに，地域活動に参加できない方などに対しては，訪問活動 を行うなど，アウトリーチ ${ }^{4}$ の手法で寄り添う支援も必要です。

1 【認知症（オレンジ）カフェ】認知症になっても住み慣れた地域で生活が継続できるよう，認知症の悪化予防，家族 の介護負担の軽減および地域での認知症啓発を目的として，認知症の人やその家族，地域住民，専門職か気軽に集 い，交流や情報交換ができる居場所

2【子ども食堂】地域のボランティアが中心となって，無料，または安価な参加費で，栄養のある食事や温かな団らん を子どもたちに提供するためのボランタリーな取り組みのこと
3 【子育てセンター】子育て親子の交流の場の提供や子育てなどに関する相談•援助，講習会を実施する機関
4【アウトリーチ】（1）積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけること ②さまざまな形で，必要な人に必要なサービスと情報を届けること

## －実現に向けて

（10）多世代•多文化のふれあい，交流ができる居場所づくりの促進を図ります。
（11居場所の立ち上げや運営支援を行います。
（12）さまざまな拠点づくりを推進します。
⑬地域活動に参加できない方などに向けてのアウトリーチの手法を活用した取り組みを行います。

## －実現に向けての主な目標

| ふれあい・いきいきサロン登録団体数 <br> （10） |  | 子どもサロン ${ }^{1}$ の開催拠点数 （11） |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 現状（令和2年度） 78 | 目標（令和 8 年度） 90 | 現状（令和2年度） 7 | 目標（令和8年度） 8 |

## －主な担当課

市（福祉政策課•健康長寿課•障害者福祉課・こども支援課•保健センター・地域活動推進課•生涯学習スポーツ課）•社会福祉協議会


1「子どもサロシ】放課後の子どもたちの居場所として，地域住民と一緒に宿題などの学習をしたり，自西に遊んだ りできる場

## 基本施策 I－3．わかりやすい情報発信とつながりづくり

## －めざす姿

地域の情報を広く発信することで，地域活動，地域の行事，市民活動など に参加する市民が増え，市民同士のつながりが強い地域にします。

## ここれでの主な取り組み

－地域福祉の情報発信として，第 2 次計画の概要版やサロンなどの活動拠点マップ「さ あ，行こう」などの冊子を作成しました。
－地域住民のふれあい・交流の促進として，児童館や地域子育て支援拠点でのサロン，介護予防教室，地域ラジオ体操会などの開催，自治会や地域支え合い協議会の活動な どへの支援に取り組みました。
－身近なつながりづくりとして，「ふれあい・いきいきサロン」や住民相互扶助の「ふれ あいサービス ${ }^{1}$ 」などに取り組みました。

## －課題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で，地域住民同士のつながりや地域での交流の機会が少なくなってしまい，地域別懇談会では，今後の活動の再開や参加に不安 があるなどの声が聞かれました。

市民意識調査では，地域活動に参加しやすくなる方法として「活動内容を伝える情報 の充実」や「知り合いがいること」という回答が多い結果となりました（P． 27 図 2）。

SNS² やロコミを含めた，さまざまな媒体で地域活動やボランティア活動の情報を発信 するとともに，住民の働き方や世帯構成の変化，地域福祉活動の担い手の高齢化などに対応できる多様で持続可能な参加方法について検討していく必要があります。

[^2]
## －実現に向けて

④さまざまな地域福祉活動参加へのきっかけづくりに取り組みます。
① わかりやすい情報提供の充実を図ります。 （16さまざまな参加方法の充実を図ります。 （17）地域への広報活動への協力や支援を行います。

## －実現に向けての主な目標

| つるがしま地域づくり便り「えん」発行部数 <br> （4） |  |
| :---: | :---: |
| 現状（今和2年度） <br> $3,600 /$ 年 | 目標 <br> （令和8年度） <br> $10,800 /$ 年 |


| 市公式SNSの登録者数 |  |
| :---: | :---: |
| 現状（令和2年度） <br> 8,597 ／年度末時点 | 目標（令和8年度） <br> 25,000 ／年度末時点 |

## －主な担当課

市（福祉政策課•健康長寿課•障害者福祉課・こども支援課•保健センター・秘書広報課•地域活動推進課）•社会福祉協議会

## 図2【市民意識調査】

## どのようなことがあれば地域活動に参加しやすくなるかについて（複数回答）



## 4 基本方針II 地域生活課題を受けとめ支え合う仕組みづくり

## －基本施策 II－1．見守り，支え合いの推進

## －めざす姿



地域住民や社会福祉法人，民間事業者などのさまざまな形の見守りのネッ トワークがつくられ，重なり，隙間なく広がることで，お互いに顔が見える関係が深まり，見守りや手助けし合える輪ができる地域にします。

## これまでの主な取り組み

－見守りの推進として，民生委員•児童委員や鶴ヶ島市見守りネットワーク ${ }^{1}$ による市民 と民間事業者が協力した見守り体制づくりに取り組みました。
－支え合いの推進として，見守り・声かけを行う「心と心をつなげるネットワーク活動」 に取り組みました。

## －課題

さまざまな事情で自ら助けを発信できない，あるいは発信しない住民などへの支援が課題となっており，地域での住民同士の助け合い，地域での見守り体制を拡充すること が一層重要となっています。

市民意識調査では，住民同士の支え合いが必要と回答した方が 81．9\％（P． 29 図 3）で，住民同士の支え合いができる「地域の範囲」は，隣近所が全体の $55 \%$ ，町内会•自治会 の区域が $54.7 \%$（P． 29 図 4）という結果となりました。一方で自治会加入率は年々低下 しています。

地域福祉活動の担い手の高齢化，働き方の変化や世帯構成の変化により，多様な地域福祉への参加の工夫と持続可能な方法の提案が必要です。

## 実現に向けて

（18）身近な地域でのさまざまな見守り方法を提案します。
（19）地域住民の支え合いの取り組みの充実を図ります。
（20）住民主体の生活支援活動を推進します。
（21）自治会や地域支え合い協議会の取り組みを支援します。
（22）各地域の実情や特性に応じた，課題解決の支援を提案します。

[^3]
## 実現に向けての主な目標

| 心と心をつなげるネットワーク活動 <br> 個別チーム数 <br> （18）（19） |  |
| :---: | :---: |
| 現状（令和2年度） <br> 0 | 目標（令和8年度） <br> 250 |


| ふれあいサービス（住民同士の生活支援） <br> 活動時間数 <br> （20） |  |
| :---: | :---: |
| 現状（令和2年度） <br> $3,113 /$ 年 | 目標（令和 8 年度） <br> $3,500 /$ 年 |

## －主な担当課

市（福祉政策課•健康長寿課・こども支援課•地域活動推進課）•社会福祉協議会

図 3 【市民意識調査】住民同士の支え合いが必要かについて


## 図 4 【市民意識調査】

住民同士の支え合いができる「地域の範囲」について（複数回答）


## －基本施策 ㅍ－2．地域で相談し合える仕組みづくり

## －めざす姿

さまざまな活動主体 ${ }^{1}$ や民生委員•児童委員などが中心となって，地域住民からの相談を受け，市の関係課や地域包括支援センターなどの関係機関に つなぐ地域にします。

## ここまでの主な取り組み

－地域での相談を受ける方への支援として，民生委員•児童委員や地域支え合い協議会 への活動支援に取り組みました。
－相談し合える仕組みづくりに向けて，小学校区別に地域別懇談会を実施しました。

## －課題

地域で活躍する市民活動団体への事業運営•活動に対する相談支援など，さまざまな支援を継続することが重要です。

子ども意識調査「ふだんのなやみごとを誰に相談しますか。」の回答では，相談する相手として，ほとんどが家族，友達や学校関係者でしたが，近所の人と回答した方も合計 27 人いました（P． 31 図5）。

家族や学校関係者の他に相談できる大人がいることは，大切なことです。今後，地域 で相談できる相手や機会を増やす取り組みが必要です。

## －実現に向けて

（23）民生委員•児童委員への活動支援を行います。
（24）地域支え合い協議会などの市民活動団体や社会福祉法人が中心となった相談し合える
関係づくりを支援します。
（25）身近に相談できる人の人材育成に取り組みます。
（26）地域住民同士で生活課題を共有する場をつくります。

## －実現に向けての主な目標

| 民生委員•児童委員の活動件数 （23） |  | 社会福祉法人などの地域住民向けの相談窓口 ${ }^{2}$ の設置 （24） |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 現状（令和2年度） <br> 6，460／年 | $\begin{gathered} \text { 目標 (令和8年度) } \\ 10,000 / \text { 年 } \end{gathered}$ | 現状（令和2年度） 0 | 目標（令和8年度） 3 |

[^4]
## －主な担当課

市（福祉政策課•健康長寿課•障害者福祉課・こども支援課•保健センター・地域活動推進課）•社会福祉協議会

図 5 【子ども意識調査】ふだんのなやみごとを誰に相談しますか。（複数回答）


## －基本施策 II－3．地域福祉ネットワークの強化

## －めざす姿

地域住民やさまざまな活動主体 ${ }^{1}$ ，市，社会福祉協議会など，多様な役割 を果たすそれぞれの活動主体が連携•協働し，地域生活課題を把握する仕組 み（以降，地域福祉ネットワーク）がある地域にします。

## －これまでの主な取り組み

－地域福祉ネットワークの強化として，生活支援体制推進協議会 ${ }^{2}$ や障害者支援協議会 ${ }^{3}$ ，要保護児童対策地域協議会 ${ }^{4}$ など，関係機関•団体による協議会を設置•運営をしまし た。
－地域福祉ネットワークの強化として，障害者や事業所などが連携する障害者支援ネッ トワーク協議会 ${ }^{5}$ の運営を支援しました。

## －課題

事業者（専門職）•団体アンケートでも，複雑化•複合化した課題 ${ }^{6}$ の解決に向けて， さまざまな活動主体が連携•支援できる関係づくりを進めることが求められています （P33 図6）。
今まで高齢者•障害者•子どもなどの分野別の交流が主流であり，地域住民やさまざ まな活動主体が分野を超えて交流する機会が少ない現状があります。地域における，さ まざまな組織がお互いの活動や専門性への理解を深め，協力していくことが必要です。

## －実現に向けて

（27さまざまな活動主体や市，社会福祉協議会がつながる場をつくります。
（88社会福祉協議会や地域包括支援センターとの連携•支援を通じて，さまざまな活動主体のネットワーク強化を後押しします。

[^5]
## －実現に向けての主な目標

| 権利擁護に関する中核機関による地域連携ネットワークの設置 （27）（28） |  |
| :---: | :---: |
| 現状（令和2年度） | 目標（令和8年度） |


| 障害者支援ネットワーク協議会の団体数 <br> （28） |  |
| :--- | :--- |
| 現状（令和2年度） <br> 21 | 目標（令和 88 年度） <br> 30 |

## －主な担当課

市（福祉政策課•健康長寿課•障害者福祉課・こども支援課•保健センター）•社会福祉協議会

## 図6【事業者（専門職）•団体アンケート】

地域生活の支援や団体活動をしていくうえで，連携していく必要があると思うところは どこですか。（複数回答）


## 5 基本方針III 安心して暮らせるまちの地域包括支援体制づくり

## －基本施策 II－1．庁内の横断的な支援体制の強化

## －めざす姿



既存の相談支援などの取り組みを活かしつつ，地域住民のさまざまな支援 ニーズに対して包括的に取り組める地域にします。

## －これまでの主な取り組み

－福祉の各分野の相談体制の充実として，さまざまな相談を専門的に受けとめることが できるよう，4 か所の地域包括支援センター，障害者基幹相談支援センター，子育て世代包括支援センター，生活困窮者自立相談支援センターを設置しました。

## ○課題

高齢化や単身世帯の増加，社会的孤立などから，人びとが暮らしていくうえでの課題 は，さまざまな分野が絡み合って複雑化し，複数の分野にまたがる複合化した課題とな っています。

こういった複雑化•複合化した課題1 については，地域住民やさまざまな活動主体 ${ }^{2}$ の連携などによって，受けとめ，解決する体制づくりが重要です。
市民意識調査および事業者（専門職）•団体アンケートでは，相談先がわからないとい う意見が多く寄せられました。
地域住民にとって相談場所が明碓で，相談しやすく，適切な支援を受けることができ る庁内の横断的な支援体制づくりに取り組んでいく必要があります。

## －実現に向けて

（99さまざまな活動主体や市，社会福祉協議会が連携できる環境づくりとして事業者や職
員向けの研修や事例倹討会を実施します。
（30新たに各部課を横断した支援について検討する会議を設置します。
（31）各部課をコーディネートする仕組みをつくります。

[^6]
## －実現に向けての主な目標

| 包括的な支援体制に開する <br> 研修会や事例検討会の開催回数 <br> （29） |  |
| :---: | :---: |
| 現状（令和2年度） <br> 1 | 目標（令和8年度） <br> 4 |


| 包括的な支援体制構築のための会議に <br> 参加した関係部署，関係機関数 <br> （30） |  |
| :---: | :---: |
| 現状（令和2年度） <br> 8 | 目標（令和8年度） <br> 13 |

## －主な担当課

市（福祉政策課•健康長寿課•障害者福祉課・こども支援課•保健センター）•社会福祉協議会

【庁内体制の1つのイメージ】


## －基本施策 III－2．いきいきと暮らせるまちづくり

## ○めざす姿

お互いに得意不得意，事情や文化の違いを理解し合い，支え合うことで誰 もが安心して暮らせる地域にします。

## これまでの主な取り組み

－生活の不安を感じている人や生活困窮状態にある人への支援として，地域で自立し，暮らし続けることができるよう，生活サポートセンターを設置しました。

- 権利擁護支援センターを設置し，成年後見制度の周知や利用促進に取り組みました。
- 健やかに安心して暮らせるまちづくりとして，ラジオ体操・ウォーキングなどの健康 づくり，介護・フレイル予防に取り組みました。


## －課題

地域では，8050問題やダブルケア，ケアラーなど複合的な課題を抱える世帯の問題や子どもの貧困，ひきこもりなど，これまでの支援制度では対応が難しい制度の狭間の問題などへの対応が課題となっています。市民の相談を支援・サポートしていくために引 き続き，福祉の各分野の支援を充実する必要があります。

## －実現に向けて

（32）個人の状況や特性に応じた自立や働き方への支援をします。
（33）健康づくりと介護予防・フレイル予防に取り組みます。
（34）生活困窮者などへの支援に取り組みます。
（35）成年後見制度の利用促進を始め権利擁護活動や虐待防止などに取り組みます。

## 実現に向けての主な目標

| 障害者や生活困窮者の新規一般就労者数 （32） |  | 65歳からの健康寿命 ${ }^{1}$ （3） |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 現状（令和2年度） 48 | 目標（令和 8 年度） 50 | 現状（令和元年度）男性17．87女性20． 64 | 目標（令和 6 年度） 男性 18.63 女性 21.38 |

## －主な担当課

市（福祉政策課•健康長寿課•障害者福祉課・こども支援課•保健センター）•社会福祉協議会


[^7]合的な実現度を表す統計指標（埼玉県の定義による）

## －基本施策 II－3．災害時に備えた環境づくり

## －めざす姿



災害時においても，迅速に対応でき，支え合える地域をめざします。

## ここまでの主な取り組み

- 避難行動要支援者 ${ }^{1}$ 名簿や個別避難計画 ${ }^{2}$ の作成•更新を行いました。
- 高齢者•障害者福祉施設との災害時における要配慮者の受け入れに関する協定を結び，災害時避難体制の整備を進めました。


## －課題

災害発生時の公的救助•支援には限界があり，これを補うには自主防災組織を含めた地域の助け合いが行われることが重要です。

市民意識調査（P． 39 図 7）や子ども意識調査（P． 40 図 8）では，「まちの自慢や良さ は何か」について「災害が少ないところ」と回答する方が多い結果となりました。

災害が少ないと考える市民が多い状況ですが，災害に対する危機意識を持ち，災害に備えて地域で支え合い，乗り越えることができる仕組みづくりが必要です。

## －実現に向けて

（36災害時に支援を必要とする人への支援体制を整備します。
（37）市民やボランティアによる支援を促進します。

## －実現に向けての主な目標

| 高齢者•障害者福祉施設との災害時における <br> 要配慮者の受け入れに関する協定締結数 <br> （36） |  |
| :---: | :---: |
| 現状（令和2年度） <br> 6 | 目標（令和8年度） <br> 8 |


| 個別避難計画の策定数 <br> （37） |  |
| :--- | :--- |
| 現状（令和2年度） <br> 1 | 目標（令和8年度） <br> 希望者すべて |

## －主な担当課

市（福祉政策課•危機管理課）•社会福祉協議会

[^8]
## 図7 【市民意識調査】まちの自慢や良さは何かについて（複数回答）




図 8 【子ども意識調査】お住いの地域で，＂良いところ＂（4 つまで）



[^0]:    1 【複雑化•複合化した課題】生活困窮者，虐待，自殺者，社会的孤立，8050問題，ダブルケア，ケアラー，制度の狭間の問題など 2【さまざまな活動主体】市民，自治会，市民活動団体，民間事業者，社会福社法人など
    3 【CSW】一定の地域（小学校区など）を受け持ち，きめ細かく住民の相談に応じる支援を担いながら，地域の解決基盤を高めるため の地域づくりも担う福祉専門職

[^1]:    1 【フレイルサポーター】フレイル予防の普及•啓発のため，高齢者を対象に「フレイルチェック測定会」を行う市民 ボランティア

[^2]:    1 【ふれあいサービス】住民参加型生活支援活動として，有償ボランティアで制度にしばられず，必要な方に生活支援 をする仕組み

    2 【SNS】人と人との社会的な繋がりを維持•促進するさまざまな機能を提供する，会員制のオンラインサービス
    （Twitter，LINE など）

[^3]:    1 【鶴ケ島市見守りネットワーク】見守りの輪を広げることで誰もが安心して暮らし続けることができる地域づくりを めざしたネットワーク

[^4]:    1【さまざまな活動主体】市民，自治会，市民活動団体，民間事業者，社会福祉法人など
    2 【社会福祉法人などの地域住民向けの相談窓口】社会福祉法人などの地域における公益的な取り組みの一貫として行う相談窓口

[^5]:    1 【さまざまな活動主体】市民，自治会，市民活動団体，民間事業者，社会福祉法人など
    2 【生活支援体制推進協議会】地域で高龄者を支援する関係者問のネットワークづくりを目的として，生活支援コーデイネーターと生活介護•介信予防サービスの提供者などの定期的な情報共有•連携強化の場としての協諸会

    3 ［障害者支援劦議会］障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき，関係機関が連携を図り，地域における障害者などへの支援体制に関する情報を共有し，地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う協議会
    4 【要保護見童対策地域劦議会】児童福社法に基づき，さまざまな理由で保護が必要な子どもなどに関し，関係者間で情報交換と支援 の協議を行う協議会
    5 ［障害者支援ネットワーク協議会］市を中心とした障害者団体，障書のある人を支援するボランティア団体，福祉施設などが連携を図以，障書のある人もない人も，誰もか地域で安心して暮らしていける社会を目指している協議会

    6 ［複稚化•複合化した課題1虐待，自殺者，社会的孤立，8050問題，ダブルケア，ケアラー，制度の狭間の問題など

[^6]:    1 【複雑化•複合化した課題】虐待，自殺者，社会的孤立，8050問題，ダブルケア，ケアラー，制度の狭間の問題など 2 【さまざまな活動主体】市民，自治会，市民活動団体，民間事業者，社会福社法人など

[^7]:    1 【65歳からの健康寿命】 65 歳になってから「要介護 2 以上」になるまでの期間のことで，「いつまでも健康でいられるまち」の総

[^8]:    1【避難行動要支援者】災害が起こったときに，自力で避難することが難しく，支援を必要とする方
    2【個別避難計画】避難行動要支援者一人ひとりの状況に合わせて作成する個別の避難行動計画

